

新制度における1人当たり保険料収納必要額【平成29年8月31日現在の試算】

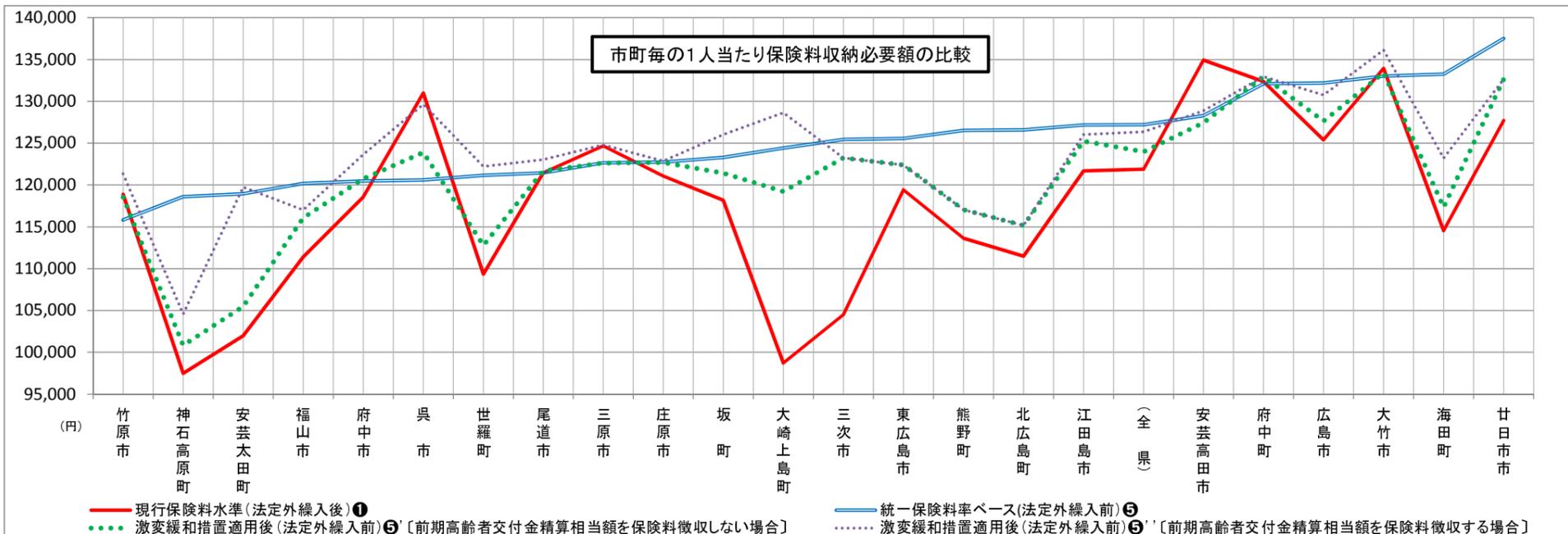
<試算条件等>

- 平成29年度推計【統一保険料率ベース】は、平成29年度に新制度が適用されたものと仮定し、統一保険料率とするために、納付金算定基礎額が保険料収納必要総額に等しくなるよう公費や経費等を調整するとともに、市町毎の医療費水準は反映せず(α=0)、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分(シェア)を行っている。
【納付金算定基礎額=保険料収納必要総額(本来集めるべき保険料総額) ⇒ 統一保険料率】
- 所得係数βは、国の指示により標準システムで算出した数値(医療分=0.98097、支援金分=0.97893、介護分=0.97383)としている。
応能比率: 応益比率=医療分49.52:50.48、支援金分49.47:50.53、介護分49.34:50.66
- 追加公費については、国の指示により1,700億円(全国ベース)のうち1,200億円を算入している。
- 平成28年度数値は、被保険者数の減少、保険給付費の減少を反映した決算額を用いている。
- 平成29年度推計【激変緩和措置適用後】は、下記の激変緩和措置(一定割合=3.42%)を適用するとともに、前期高齢者交付金精算相当額(新制度施行後2年間、市町が個別負担する旧制度分の返還金)を保険料収納必要額から控除し、保険料以外の財源充当を想定しているが、控除せず保険料徴収とする場合も併記した。
- 「1人当たり保険料収納必要額」とは、当該市町が本来集めるべき保険料総額の1人分をいう。
- 激変緩和措置適用後には、県独自の市町間の負担水準の調整は反映していない。

市町	基本情報				試算情報〔1人当たり〕																
					(平成28年度決算ベース)				【統一保険料率ベース】								【激変緩和措置適用後】				国保事業費 納付金 ⑧ 円
					① 円	② 円	③ 円 (=①+②)	④ 円	⑤ 円 (=③+④)	⑥ % (=⑤÷③)	⑦ % (=⑤÷①)	前期高齢者交付金精算相当額 を保険料徴収しない場合				前期高齢者交付金精算相当額 を保険料徴収する場合					
												④' 円	⑤' 円 (=③'+④')	⑥' % (=⑤'÷③')	⑦' % (=⑤'÷①)	④'' 円	⑤'' 円 (=③''+④'')	⑥'' % (=⑤''÷③'')	⑦'' % (=⑤''÷①)		
広島市	248,476	574,815	1.161	87.63	125,389	2,857	128,246	3,967	132,213	3.09	5.44	▲ 594	127,652	▲ 0.46	1.80	2,513	130,759	1.96	4.28	148,248	
呉市	47,235	482,023	1.137	93.85	130,996	0	130,996	▲ 10,390	120,606	▲ 7.93	▲ 7.93	▲ 7,114	123,882	▲ 5.43	▲ 5.43	▲ 1,360	129,636	▲ 1.04	▲ 1.04	139,275	
竹原市	6,659	438,966	1.110	94.29	118,899	0	118,899	▲ 3,074	115,825	▲ 2.59	▲ 2.59	▲ 369	118,530	▲ 0.31	▲ 0.31	2,432	121,331	2.05	2.05	131,687	
三原市	21,467	508,429	1.073	94.68	124,670	0	124,670	▲ 2,018	122,652	▲ 1.62	▲ 1.62	▲ 2,048	122,622	▲ 1.64	▲ 1.64	134	124,804	0.11	0.11	134,826	
尾道市	33,185	479,406	1.080	94.00	121,460	0	121,460	▲ 19	121,441	▲ 0.02	▲ 0.02	221	121,681	0.18	0.18	1,586	123,046	1.31	1.31	133,918	
福山市	101,444	481,059	1.022	90.47	111,400	547	111,947	8,228	120,175	7.35	7.88	4,139	116,086	3.70	4.21	5,077	117,024	4.53	5.05	131,287	
府中市	8,517	480,871	0.985	93.53	118,564	0	118,564	1,915	120,479	1.62	1.62	2,193	120,757	1.85	1.85	5,086	123,650	4.29	4.29	130,998	
三次市	11,118	514,804	1.139	95.59	104,508	13,338	117,846	7,585	125,431	6.44	20.02	5,393	123,239	4.58	17.92	5,393	123,239	4.58	17.92	128,473	
庄原市	7,858	491,389	1.068	96.57	121,081	0	121,081	1,669	122,750	1.38	1.38	1,596	122,677	1.32	1.32	1,787	122,868	1.48	1.48	132,764	
大竹市	6,914	571,180	1.127	94.43	133,921	0	133,921	▲ 890	133,031	▲ 0.66	▲ 0.66	▲ 525	133,396	▲ 0.39	▲ 0.39	2,206	136,127	1.65	1.65	140,109	
府中町	10,242	572,136	1.113	93.09	132,372	10,902	143,274	▲ 11,172	132,102	▲ 7.80	▲ 0.20	▲ 10,300	132,974	▲ 7.19	0.45	▲ 10,300	132,974	▲ 7.19	0.45	148,241	
海田町	5,891	576,898	1.095	94.17	114,534	0	114,534	18,734	133,268	16.36	16.36	2,803	117,337	2.45	2.45	8,680	123,214	7.58	7.58	129,384	
熊野町	6,082	560,501	1.070	94.81	113,649	0	113,649	12,875	126,524	11.33	11.33	3,387	117,036	2.98	2.98	3,387	117,036	2.98	2.98	125,371	
坂町	2,869	508,743	1.232	94.15	118,173	0	118,173	5,119	123,292	4.33	4.33	3,262	121,435	2.76	2.76	7,859	126,032	6.65	6.65	136,568	
江田島市	7,056	511,126	1.230	93.99	121,671	0	121,671	5,500	127,171	4.52	4.52	3,558	125,229	2.92	2.92	4,349	126,020	3.57	3.57	137,135	
甘日市	26,471	626,217	1.029	94.59	127,706	0	127,706	9,821	137,527	7.69	7.69	4,921	132,627	3.85	3.85	4,921	132,627	3.85	3.85	143,661	
安芸太田町	1,629	451,745	1.181	96.27	101,989	0	101,989	16,971	118,960	16.64	16.64	3,485	105,474	3.42	3.42	17,771	119,760	17.42	17.42	141,729	
北広島市	4,248	538,057	1.043	94.15	111,498	0	111,498	15,092	126,590	13.54	13.54	3,671	115,169	3.29	3.29	3,671	115,169	3.29	3.29	125,706	
安芸高田市	6,482	520,793	1.093	96.08	134,920	0	134,920	▲ 6,634	128,286	▲ 4.92	▲ 4.92	▲ 7,472	127,448	▲ 5.54	▲ 5.54	▲ 6,030	128,890	▲ 4.47	▲ 4.47	145,993	
東広島市	36,373	525,651	1.011	92.13	119,436	0	119,436	6,122	125,558	5.13	5.13	2,955	122,391	2.47	2.47	2,955	122,391	2.47	2.47	128,398	
大崎上島町	2,032	498,360	1.227	96.30	98,715	18,905	117,619	6,805	124,424	5.79	26.04	1,591	119,210	1.35	20.76	11,023	128,642	9.37	30.32	126,594	
世羅町	3,792	484,205	0.907	97.17	109,353	0	109,353	11,798	121,151	10.79	10.79	3,432	112,785	3.14	3.14	12,860	122,213	11.76	11.76	130,576	
神石高原町	2,186	468,323	0.977	98.28	97,485	0	97,485	21,106	118,591	21.65	21.65	3,332	100,817	3.42	3.42	7,085	104,570	7.27	7.27	126,359	
全県	608,226	535,194	1.092	90.77	121,889	1,755	123,644	3,567	127,211	2.88	4.37	346	123,990	0.28	1.72	2,716	126,360	2.20	3.67	139,947	

《注記》

- ※1: 国保事業報告システム連携ファイルの一般被保険者数(平成28年4月～平成29年3月)の平均
- ※2: 市町村基礎ファイルの一般被保険者課税限度額控除後所得(平成28年度)から算出
- ※3: 国保事業費納付金等算定標準システムの試算結果から算出(平成25年度～27年度の3年平均で、年齢調整後の地域差指数に相当)
- ※4: 国民健康保険の現況から算出(平成25年度～27年度の過去3年間の実収率の平均)
- ※5: 市町村基礎ファイルの1人あたり平均保険料額〔予算額から決算額(賦課額)に変更〕
- ※6: 市町村基礎ファイルの係数算定シートから算出〔予算額から決算額に変更〕
- ※7.9: 国保事業費納付金等算定標準システムの試算結果
- ※8: 納付金等算定ガイドラインに沿った算定方法(シェア方式)を基に、保険料率の統一のため、公費や経費等を調整するとともに、医療費指数を反映しない(反映係数α=0)試算を行ったことによる影響額
- ※10: 文比による公費を用いた激変緩和措置により、③と当該年度に本来保険料で集めるべき額(⑤)に準じるものを文比し、③に対する増減率を⑥'に変更し、制度変更による影響を緩和している。
- ※11: 現行保険料水準に対する増減率を示しており、具体的な保険料率や額は所得水準や世帯構成のモデルケースによって異なる。
- ※12: 国保事業費納付金(退職被保険者分は除く)には、シェアされた保険料収納必要額以外に、地方単独事業の減額調整分や財政安定化支援事業、保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金が個別加算されている。



《激変緩和措置の内容》

- 過年度(滞納繰越分)の保険料収納見込額の納付金算定基礎額(経費)への振り替え
現年度分の収納率向上に努め、過年度分を計画的に削減する猶予期間として、激変緩和措置期間中は県全体の公費扱い(特定財源)とせず、各市町の留保財源とする。
- 文比による公費を用いた調整(国のガイドラインに基づく激変緩和措置)
新制度の1人当たりの保険料収納必要額が、基準年度(平成28年度決算)に比べて一定割合(自然増等+α)を超えて増加すると見込まれる市町について、国の普通調整交付金(暫定措置分)及び県繰入金(1号分)を活用し、当該必要額を減額する。(③から⑥'へ増減率を緩和する。)(今回の試算では、一定割合を3.42%で算定)
- 県独自調整(市町間の負担水準の調整) ⇒ 今回の試算には反映していない
新制度の1人当たりの保険料収納必要額が、現行保険料水準に比べて下回る市町の財源を活用し、同必要額が増加する市町の増加率を抑制する。